



十一月二日(土)に第十回ひがみやまつりが開催されます。
 (雨天順延あり)
 場所 東都島小学校
 第2グラウンド
 ・時間 午前十一時～午後三時まで
 当老人クラブも協議会参加団体としてブース④に出店しております。
 連合女性部長を中心に各役員による、紙コップや牛乳パックを使用した、お子様向け紙工作づくりを実施しています。
 皆さんお気軽に、お立ち寄り下さい。

自転車など運転時の法規制強化

十一月一日より
 自転車も道路交通法の罰則が適用されます。

・携帯電話等(スマートフォンなど)を手に持ち通話や画面を注視しながら運転した場合

「六カ月以下の懲役又は十万円以下の罰金」

・携帯電話等(スマートフォンなど)の通話や画面を注視しながら運転して事故などの交通の危険を生じさせた場合



「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」

飲酒運転取締り基準



酒酔い運転
 まっすぐ歩けないなど酔った状態で運転

酒気帯び運転

酒に酔った状態でなくても、一定基準以上のアルコールを体内に保有して運転

「三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」

・酒気帯び運転をする方に自転車の提供禁止

「三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」

・酒気帯び運転する恐れのある人に酒類を提供または飲酒をすすめない

「二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」

・運転者の酒気帯び運転を知りながら、同乗することを要求し自転車に相乗りしてはいけません。

「二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」

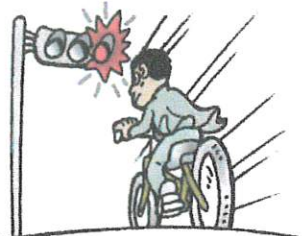
これから寒いからといってチヨット一杯居酒屋へ、ハロイン・クリスマスパarty・忘年会とお酒を飲む機会が増えますよね。
 帰りが辛いからといって自転車で乗るのは絶対止めて下さいね。
 押して帰宅するのはよしとしますが、千鳥足でくれぐれも転倒しないよう飲みすぎに注意しましょう。

参考資料
 警視庁交通部

酒を飲んだら自転車には乗らない

つぶやき人

誰も通らないからといって信号無視 絶対だめ!!!



川柳コーナー



目薬を差すのに
 アーンと口を開け

ボランティア
 するもされるも
 高齢者

居れば邪魔
 出かけて遅けりゃ
 気をもませ

老いる人
 あくび移して
 今日も無事

役員定例会

日時 十一月八日(金)
 午後五時より

場所 東都島福祉会館
 各クラブ会長・女性部長
 部会長の二十七名で
 実施いたします。

・淡路バス研修旅行、申し込みと費用持参願います。